

豊田市農業委員会議事録

令和8年4月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和8年4月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎3階 南31会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第21号 農地法第3条の規定による許可について

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第24号 農地法第5条事業計画変更申請承認について

議案第25号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第26号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第27号 土地改良法第3条第1項第2号による申出の承認について

<報告事項>

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (14名)

1 番	鈴木	喜一郎
2 番	築山	正樹
3 番	中川	豊
4 番	中根	敏明
5 番	深津	峰男
6 番	近藤	和人
7 番	杉浦	俊雄
8 番	石川	文志
9 番	梅村	逸次
10 番	水嶋	広
12 番	伊藤	喜代司
15 番	加知	満
17 番	倉地	雅博
18 番	林	如実

<欠席委員> (5 名)

11 番	水野	省治
13 番	梅村	貢司
14 番	中島	匡代
16 番	伊藤	政和
19 番	杉田	雅子

<説明員>

農業委員会事務局

事務局長	尾形	洋
副主幹	中根	紘子
担当長	杉本	一浩
主 査	佐藤	伸宏
主 査	井上	貴道
主 査	小川	宗高
主 事	長谷川	賢斗
書 記	藤田	仁菜

農政企画課

主 査	佐藤	伸宏	(兼)農業委員会事務局
-----	----	----	-------------

(開会 午後2時00分)

事務局 豊田市農業委員会会議規則第4条により、会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは、ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局 本日の欠席委員は、11番水野省治委員、13番梅村貢司委員、14番中島匡代委員、16番伊藤政和委員、19番杉田雅子委員、以上、5名です。半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

議長 ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。15番加知満委員、17番倉知雅博委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

議長 本日の提出議案は、議案第21号から第27号までの審議案件7件と、その他の報告案件5件です。それでは、順次議題を上程させていただきます。

議長 令和8年議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和8年議案第21号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案をご覧ください。

32番手呂町の件、担当推進委員の木村委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

33番駒場町の件、担当推進委員の柴田委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

34番加納町の件、担当推進委員の羽根田委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

35番猿投町の件、担当推進委員の羽根田委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

36番乙部町の件、担当推進委員の林委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

37番御作町の件、担当推進委員の田中（秀）委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

38番東郷町の件、担当推進委員の永江委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

39番則定町の件、担当推進委員の青木委員からは問題ない旨ご意見をい

ただいております。

40 番竜岡町の件、担当推進委員の青山委員からは問題ない旨ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 21 号で上程されました 9 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 21 号は「承認決定」されました。

議長 令和 8 年議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。
4 番中根町の件、農家住宅です。第 2 種農地です。判断基準は、駅・支所等から 1km 以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が 40%を超える区域にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。石川委員お願いします。

石川委員 はい、特に問題ございません。

事務局 ありがとうございます。

5 番松平志賀町の件、駐車場です。第 3 種農地です。判断基準は、おおむね 300 メートル以内に I C がある区域にある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき許可できる。に該当します。伊藤喜代司委員お願いします。

伊藤(喜)委員 はい、特に問題ありません。

事務局 ありがとうございます。なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 22 号で上程されました 2 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 22 号は「適当である旨」承認されました。

議長 令和 8 年議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

事務局 55 番司町の件、分家住宅です。第 2 種農地です。判断基準は、駅・支所等から 1km 以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が 40%を超える区域にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、

56 番高原町の件、分家住宅です。第 3 種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき許可できる。に該当します。

鈴木委員、お願いします。

鈴木委員 はい、2 件とも問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

57 番扶桑町の件、残土処分場です。一時転用です。第 2 種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できる。に該当します。

築山委員、お願いします。

築山委員 はい、問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

58 番中町の件、分家住宅です。第 2 種農地です。判断基準は、駅・支所等から 1km 以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が 40%を超える区域にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して

設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、59 番若林東町の件、分家住宅です。第 3 種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき許可できる。に該当します。

続きまして、60 番若林東町の件、分家住宅です。第 2 種農地です。判断基準は、駅・支所等から 1km 以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が 40%を超える区域にある農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

近藤委員、お願いします。

近藤委員
事務局

はい、3 件とも問題ありません。
ありがとうございます。

61 番御船町の件、自己用住宅です。第 3 種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の教育、医療、その他の公共施設がある区域内にある農地です。許可基準は、第 3 種農地につき許可できる。に該当します。

梅村逸次委員、お願いします。

梅村(逸)委員

はい、異議ありません。
ありがとうございます。

62 番浄水町の件、駐車場です。第 2 種農地です。判断基準は、駅・支所等から 1km 以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が 40%を超える区域にある農地です。許可基準は、拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の 1/2 を超えない計画であるものと認められるため、許可できる。に該当します。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員
事務局

特に問題ございません。
ありがとうございます。

63 番勘八町の件、分家住宅です。第 2 種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。

続きまして、

64 番野口町の件、公民館です。第 2 種農地です。判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、住宅その他申請地周

辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できる。に該当します。なお、本案件は始末書案件であり、平成元年から、野口公民館用地として賃貸していたため、始末書が提出されています。

なお、63 番および 64 番の 2 件につきまして、担当の水野委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見を頂戴しておりますので、ご報告いたします。

事務局 65 番滝脇町の件、残土処分場です。一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。
伊藤喜代司委員、お願いします。

伊藤(喜)委員 はい、特に異議ありません。

事務局 ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。以上です。

議長 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 23 号で上程されました 11 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 23 号は「適当である旨」承認されました。

議長 令和 8 年議案第 24 号「農地法第 5 条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 令和 8 年議案第 24 号農地法第 5 条事業計画変更申請承認について、3 番若林東町の件、変更内容は事業者です。
本件は、令和 8 年 2 月 27 日付で分家住宅として第 5 条の転用許可を得ましたが、許可後、申請者を夫婦連名とすることが決まったため、今回、事業者を変更することを内容とした事業計画変更承認願いが提出されたものになります。なお、事業者の変更となるため、同時に農地転用許可申請がされております。

近藤委員、お願いします。

近藤委員

はい、問題ありません。

事務局

ありがとうございます。以上です。

議長

事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長

特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 24 号で上程されました審議案件 1 件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

挙手多数と認めます。

よって、議案第 24 号は「適当である旨」承認されました。

議長

令和 8 年議案第 25 号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、別紙の通り意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和 8 年 6 月 1 日から貸借が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。8-1 ページ、議案第 25 号資料①は利用権設定の総括表です。8-2 ページから 8-3 ページ、議案第 25 号資料②は、1 筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、8-1 ページ、議案第 25 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和 8 年 6 月 1 日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、33 筆、32,506 ㎡の利用権を設定するものです。以上です。

議長

農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長

特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 25 号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

挙手多数と認めます。

よって、議案第 25 号は「意見なし」として答申します。

議長 令和 8 年議案第 26 号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 25 号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、議案第 26 号は地域計画区域外の利用権設定です。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、地域計画外で令和 8 年 6 月 1 日から貸借が開始されるものです。

資料は 2 種類あります。9-1 ページ、議案第 26 号資料①は利用権設定の総括表です。9-2 ページから 9-3 ページ、議案第 26 号資料②は 1 筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、9-1 ページ、議案第 26 号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和 8 年 6 月 1 日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、28 筆、17,579 m²の利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長 特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。
議案第 26 号で上程されました件について、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 挙手多数と認めます。
よって、議案第 26 号は「承認決定」されました。

議長 令和 8 年議案第 27 号「土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号による申出の承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案 10 ページをお願いします。
令和 8 年議案第 27 号土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号による申出承認について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、土地所有者からの県営土地改良事業（農地環境整備事業 矢作旭

地区)に参加すべき旨の申出について、別紙のとおり承認する。

対象となる土地改良事業は、県営土地改良事業 農地環境整備事業 矢作旭地区です。本事業の受益面積は 16.5ha で、工期は令和 8 年度から令和 14 年度まで予定されています。

次ページの別表は土地改良事業参加申出者一覧表です。対象地のうち、利用権設定がされている農地は、原則耕作者が同意対象者ですが、耕作者から所有者に同意対象者を変更したい場合は農業委員会へ申出することになっています。

今回、申出があったのは、18 件、21 筆、19,705 m²です。

参加申出の理由等を勘案して、特に問題ないと認められますので、本件の承認をお願いするものです。以上、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長

特に、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。

議案第 27 号で上程されました件について、計画案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長

挙手多数と認めます。

よって、議案第 27 号は「承認決定」されました。

議長

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書 11 ページ、11-1 及び 11-2 ページをご覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」、です。

記載の農地について、農地所有者からの「非農地確認願」に基づき、事務局で現況確認を行った結果、農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当しないと判断したことを報告いたします。

続いて、議案書 12 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書受理について」、12 番四郷町の案件から、15 番石楠町の案件までの 4 件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 13 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項ただし書きにおける適用除外の確認について」、3 番御作町の案件と、4 番御立町の案件の 2 件について、2 アール未満の農業用倉庫につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 14 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について」14 番八草町の自己用住宅の案件から、16 ページをご覧ください。24 番荒井町の自己用住宅の案件までの 11 件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 17 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」、31 番下林町の駐車場の案件から、19 ページをご覧ください。40 番本田町の駐輪場の案件までの 10 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。以上です。

議長 これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

閉会（午後 2 時 22 分）